

## 募集要項

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び佐渡市財務規則（平成 16 年規則第 54 号）第 154 条の規定に基づき公告します。

令和 7 年 2 月 4 日

佐渡市長 渡辺 竜五

### 1 入札に付する事項

(1) 件名	自動販売機設置場所（佐渡市役所）の貸付
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(3) 契約の条項を示す場所	佐渡市財務部財産管理課
(4) 貸付（設置）場所	新潟県佐渡市千種 232 番地 佐渡市役所 詳細は、仕様書及び別紙平面図のとおり
(5) 入札受付期間及び送達方法	佐財管第 576-1 号（設置場所ア～サ） 令和 7 年 2 月 4 日（火）午前 8 時 30 分から 令和 7 年 2 月 25 日（火）午後 5 時まで（必着）  佐財管第 576-2 号（佐財管第 576-1 号で設置者の決定しなかった場所） 佐財管第 576-1 号での設置予定事業者が確定した日から 令和 7 年 3 月 19 日（水）午後 5 時まで（必着）  いずれも、「（別紙 1）見積書」及び「（別紙 2）誓約書」の郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）又は持参によるものとする。提出書類は、「（別紙 3）見積書の封筒記載例」に準拠した封筒に入れ、封をして提出すること  提出先 〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地 佐渡市役所財務部財産管理課 自動販売機設置入札担当

(6) 開札日時	佐財管第 576-1 号 令和 7 年 2 月 26 日(水)午前 10 時  佐財管第 576-2 号 令和 7 年 3 月 21 日(金)午前 10 時
(7) 入札保証金	佐渡市財務規則第 158 条により免除
(8) 契約保証金	佐渡市財務規則第 145 条第 5 項第 7 号により免除
(9) 入札を無効とする場合	佐渡市財務規則第 168 条の規定に該当する場合のほか、募集要項の基準を満たさない者の入札は無効とする。
(10) 最低貸付料	仕様書のとおり
(11) 貸付期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日
(12) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無
(13) 備考	入札金額欄は、消費税及び地方消費税を含めた価格で、月額を記載してください。

## 2 貸付物件

佐財管第 576-1 号での貸付物件は、仕様書「1 入札（公募）物件」の「(1) 自動販売機を設置可能な市有財産の場所（別添平面図のとおり）」のうちア～サの 11 か所とする。

佐財管第 576-2 号での貸付物件は、佐財管第 576-1 号で設置事業者が決定しなかった場所とする。

## 3 設置方法

自動販売機は、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号、佐渡市財務規則に基づき、賃貸借契約により設置するものとする。

## 4 入札参加資格の要件

(1) 入札時において、次の要件をすべて満たす法人又は個人が参加することができます。

ア 佐渡市内に本社、支社、本店、支店、営業所又は代理店をおく者

イ 設置事業者自らが自動販売機を設置し、継続して運営する資力、能力を有する者

ウ 佐渡市において市税の滞納がない者。また、滞納の有無の照会を、佐渡市財産管理課が佐渡市税務課に行うことに同意する者

- (2) 次に該当する方は、参加することができません。
- ア 契約を締結する能力を有しない者または破産者で復権を得ない者
  - イ 自己又は自社の役員等が暴力団員である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる法人
- 5 設置予定事業者の選定
- 一般競争入札を行い、その設置場所において、最高金額をもって有効な入札をした者を、その設置場所の設置予定事業者とします。
- 設置予定事業者は、本市と賃貸借契約を締結し、正式な設置事業者となります。
- 6 入札時の注意事項
- (1) 1事業者が入札できる場所数に上限はありませんが、落札できる場所数は、佐財管第576-1号及び2号をあわせて3か所を上限とします。3か所を超えて最高価格を提示した者となった場合は、辞退する場所を直ちに佐渡市に報告してください。
  - (2) 見積書が入札時刻に遅れて到着した場合は、入札に参加できません。
  - (3) 入札にあたっては、見積書（別紙1）を用いてください。
  - (4) 入札後に入札を辞退する場合は、書面（任意様式）で届出するものとします。
- 7 設置予定事業者の決定
- (1) 設置予定事業者が決定したときは、直ちにその旨を設置予定事業者に通知します。
  - (2) 開札終了後、遅滞なく落札金額と設置予定事業者を公表します。
  - (3) 設置予定事業者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、本入札事務に関係のない職員にくじを引かせて設置予定事業者を決定します。
- 8 設置予定事業者の決定の取消し
- 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取消します。
- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき
  - (2) 設置予定事業者が応募者の資格を失ったとき
  - (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者としてふさわしくないと佐渡市が判断したとき
- 9 設置予定事業者が設置を辞退した場合
- 設置予定事業者が自動販売機の設置を辞退した場合は、当該設置予定事業者の次に高い金額をもって有効な入札を行った申込者を設置予定事業者とし、新たな設置予定事業者を決めるものとします。

佐財管第 576-1 号において設置予定事業者が決まらなかった区画については、佐財管第 576-2 号で新たな設置予定事業者を決めるものとします。

佐財管第 576-2 号で入札のない区画及び設置予定事業者が設置を辞退し、かつ、次点の者がいない区画は、本入札において自動販売機の設置を行わないものとします。

#### 10 契約を解除する場合

自動販売機の設置後であっても、賃借料の納付がない場合、売上本（個）数等の報告がない場合、寄附の実行がない場合、募集要項及び仕様書に反する場合その他設置事業者の申し出による場合は、契約を解除することができるものとします。その際、すでに納付した賃借料は、返還しないものとします。

佐渡市の都合により契約を解除する場合で、すでに納付した賃借料がある場合は、日割り計算で賃借料を返還します。